

# 手話言語法ニュース

2017年3月28日 No.39

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F  
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445  
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二  
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩  
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀  
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

## 福井県議会で 手話言語条例学習会を開催

2月22日に福井県議会で議員を対象にした学習会が行われました。

この学習会は、福井県での手話言語条例の制定を目指していく中で、条例の必要性を理解して下さった議員の方々が発起人となり開催されました。

当日は、県議会の本会議中であった為、30分という短い時間であるにもかかわらず、県議会議員26名が出席しました。連盟理事の服部が「私たちの求める手話言語条例とは？」をテーマに講演を行いました。

学習会終了後、出席された議員の方からは「手話言語条例は超党派で取り組める課題である」などの意見がありました。

福井県ろうあ協会は「福井県の取り組みは、他県と比べると遅れており、早急に考えていくべき課題であります。また、私たちが求めるのは名前だけの条例ではないことを、議員の方々にご理解いただけたと思います。これをきっかけに、次につなげていきたいと思っております。」と、県内の状況、今後の意気込みについて述べました。



学習会の様子（右：理事 服部）

## 各地で条例成立 制定自治体97カ所に

おうらくんおおいずみまち  
群馬県邑楽郡大泉町

2月28日、大泉町議会で「大泉町手話言語条例」が可決されました。

条例の前文には、町民に手話とろう者に対する理解を広め人格と個性を尊重しながら共生する「ともに生きる地域づくり」を実現していくとあります。4月1日施行です。



大泉町の村山俊明町長（前列左から3番目）と共に

きくがわし  
静岡県菊川市

3月2日、菊川市議会で「菊川市手話言語に関する条例」が可決されました。

市は、手話通訳派遣事業や手話通訳者の育成支援を行い、ろうあ団体との協働による講座の開催などを通して、手話を楽しみながら学べる環境づくりに努めるとしています。4月1日施行です。



菊川市の太田順一市長（前列中央）と共に

秋田県

3月9日、秋田県議会で「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」が可決されました。

条文には、手話や要約筆記、触手話、点訳、音訳などの様々な意思の伝達手段の普及や障害者が意思疎通を円滑に行える社会の実現を目的としていくとあります。

4月1日施行です。



秋田県議会で記念撮影

きりゆうし  
群馬県桐生市

3月14日、桐生市議会で「桐生市手話言語条例」が可決されました。

桐生市は、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的としています。4月1日施行です。



桐生市の亀山豊文市長（前列中央）と共に

## 山形県

3月15日、山形県議会で「山形県手話言語条例」が可決されました。

条例には、聴覚障害者とそれ以外の人が共存できる地域社会を目指し、手話の普及や手話に対して関心と理解を深める事、県と市町村間の連携強化、災害時における手話での情報伝達、学校での手話の普及、手話通訳者の養成や確保などが盛り込まれています。3月21日施行です。



山形県議会で記念撮影

## 群馬県高崎市

3月16日、高崎市議会で「高崎市手話言語条例」が可決されました。

前文には、ろう者の歴史や、群馬県で最初のろう学校である「私立高崎聾啞学校」が設立されことなど記載されています。4月1日施行です。



高崎市の富岡賢治市長（前列中央）と共に

## 奈良県天理市

3月16日、天理市議会で「天理市みんなの手話言語条例」が可決されました。

市は、手話を第一言語とする天理市民のろう者もろう者以外の者も、互いに思いを理解し合い尊重し合える天理市を目指すとしています。4月1日施行です。



天理市の並河健市長（前列左から3番目）と共に

## 大分県豊後大野市

3月16日、豊後大野市議会で「豊後大野市手話言語条例」が可決されました。

市は、手話が必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使える地域社会の必要性と、市民が手話は言語であることを理解し、手話の広がりを実感することで、全ての人が社会参加できるこころ豊かな住みよい市となることを目指すとしています。4月1日施行です。



豊後大野市の橋本祐輔市長（左から2番目）と共に

## 北海道苫小牧市

3月17日、苫小牧市議会で「苫小牧市手話言語条例」が可決されました。

条文にはろう者が安心して暮らすことができるよう、手話による表現及び意見の自由の権利を行使できることを確保するために、市民一人一人の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことを目的としています。4月1日施行です。



苫小牧市の岩倉博文市長（前列左から4番目）と共に

## 北海道釧路市

3月17日、釧路市議会で「釧路市手話言語条例」が可決されました。

手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が、ろう者であるかないかによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を図ることを目的としています。4月1日施行です。



釧路市の蝦名大也市長（前列右から6番目）と共に

## 埼玉県久喜市

3月17日、久喜市議会で「久喜市手話言語条例」が可決されました。

市は、一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境を整備していくことを重要とし、全ての市民が、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的としています。4月1日施行です。



久喜市の田中暄二市長（前列中央）と共に

## 福岡県直方市

3月21日、直方市議会で「直方市手話言語条例」が可決されました。

市は、ろう者の基本的人権の擁護と人としての尊厳にふさわしい生活を保障する社会の実現とろう者に対する施策を一層充実強化することを目指すとしています。4月1日施行です。



直方市の壬生隆明市長（前列中央）と共に

## 岡山県高梁市

3月21日、高梁市議会で「高梁市手話言語条例」が可決されました。

市は、手話が言語として日常的に使える地域社会の構築とろう者とう者以外のものが共生できるまちづくりを目指すとしています。4月1日施行です。



高梁市の近藤隆則市長（前列中央）と共に

※次号でも引き続き条例制定自治体をご紹介します。